平成２９年６月定例会

請願・陳情文書表

鳥　取　県　議　会

目　　次

請　願　の　部

請　願　一　覧　表……　1

議会運営委員会……　3

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……　5

総務教育常任委員会……１１

福祉生活病院常任委員会……１７

地域振興県土警察常任委員会……２３

請　願　一　覧　表

議会運営委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
議 ２９年－　１９ （29. 5. 30）	議　会	議会運営委員会委員の決定及び動画公開等について	倉吉市 個人	

請願一覧表

議会運営委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
29年－19 (29. 5. 30)	議会	**議会運営委員会委員の決定及び動画公開等について** **▶請願理由** （1）議会運営委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第3項に規定する委員会をいう。以下同じ。）は、各会派が、議会運営のあり方を協議する常設の常任委員会として、地方自治法の改正で正式に規定され、同法第109条第2項で定める常任委員会と同じく、地方自治法上の常任委員会として規定されたところである。議会における決定は、結果として多数決により決せられるものであるが、議員間で真摯に議論し、各会派の異なる意見を慎重に集約した上で、少数会派もその議事に、議決権を行使して参与することが求められている。 鳥取県議会においては、少数会派や無所属議員にも一般質問の時間が与えられ、知事への会派要望にも少数会派や無所属議員への時間が割り振られるなど、開かれた議会に向けての格別の努力がなされており、このことに敬意を表するものである。 一方、現在、議会運営委員会のメンバー構成は、3名以上の会派で11人の委員定数を按分し、自民党7、民進党3、公明党1と、あらかじめその議席が決せられており、少数会派や無所属議員は、オブザーバー（議会運営委員会の委員外議員）として、発言は一応できるが、議決権・決定権がないものとなっている。他方、地方自治法には、議会運営委員の人数を所属会派の人数に応じて按分する旨の規定はない。他の議会を見ると、少数会派でも、当然に議会運営委員会の委員を構成する所も多く、これはあくまでも例示だが、たとえば、各会派1人又は2人ずつという所もあるようである。 議会運営委員会は、あくまでも議事日程など手続的なことを決めるものであり、実態的な議案は本会議で多数決によって決めるので、他の委員会と同じように、いろいろな会派に参加権はあるべきだと思われる。 開かれた議会を標榜する鳥取県議会においても、議会運営	個人 （倉吉市 （紹介議員） 市谷知子 錦織陽子	

		委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参与できるようにすることをお願いする。 （2）議会運営委員会は、上述のとおり、地方自治法上の正式な常任委員会であるところ、他の常任委員会と同じく、県民の知る権利を担保するため、動画の公開をお願いする（どうしても議事録の公開は事後になり結構時間がかかる上、雰囲気がつかめない。）。なお、国会においても、議院運営委員会の動画は公開されており、他の市議会等でも公開されているところが多い。 また、議会運営委員会については、地方自治法第130条第3項の委任により定められた鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）には、「傍聴席は、一般席及び県政記者席に分ける」、「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる」など、委員会の傍聴に係る規定があり、地方自治法やこの規則によれば議会運営委員会も傍聴の対象となることが考えられるが、現実に議会運営委員会の傍聴はなされておらず、傍聴受付や座席の準備、ウェブサイトでの公開などもされていない。ついては、議会運営委員会が傍聴可能な環境を整備することをお願いする。 **▶請願事項** （1）議会運営委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参与できるようにすること。 （2）議会運営委員会の動画をインターネット公開し、また、議会運営委員会の傍聴が可能な環境を整備すること。		

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 ２９年－　１１ （29. 4. 5）	元気づくり	県民の声の処理要領の遵守徹底について	倉吉市 個人	
総 ２９年－　１６ （29. 5. 30）	総務	日本国憲法第９条の改憲発言に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 ２９年－　２１ （29. 6. 5）	教育	いじめ・不登校・多様な児童生徒など、諸問題に対応する教職員配置の充実を求める意見書の提出について	鳥取県教職員組合 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 ２９年－　１０ （29. 3. 21）	生活環境	オーバーレイ広告など、消費者の意に反する方法による広告への対策を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
福 ２９年－　１４ （29. 5. 26）	福祉保健	介護施設の適正な運営に向けた指導体制の強化について	倉吉市 個人	
福 ２９年－　１８ （29. 5. 30）	福祉保健	核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書（被爆者支援関係）の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
地 ２９年－　１２ （29. 4. 19）	観光交流	航空会社における操縦士不足の解消及び過労勤務の改善を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
地 ２９年－　１３ （29. 5. 16）	警　察	開かれた鳥取県警実現のため、県警に対する県民の声のネット公開を求めることについて	倉吉市 個人	
地 ２９年－　１７ （29. 5. 30）	県土整備	県道倉吉鹿野線の街灯に係る調査について	倉吉市 個人	
地 ２９年－　２０ （29. 5. 30）	地域振興	核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書（核兵器禁止条約等関係）の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
29年－11 (29. 4. 5)	元気づくり	**県民の声の処理要領の遵守徹底について** **▶陳情理由** 平成29年3月18日、県空港港湾課及び交通政策課ほかによる出前説明会が行われた。土曜日であるにもかかわらず出席された関係職員の皆様には、敬意と御礼を申し上げる。 そこでの質疑応答で、鳥取空港に係る予算や事業（空港ターミナルをつなげる「空の駅化」）に関連して、「予算は8億円かかると言われているが、費用に対して便益、経済効果はいくらを見込んでいるか」と質問を行ったところ、県の担当職員から「数字を持っていないわけではないが、今は具体的な数字を持ち合わせていないので、後ほど何らかの方法でご説明します」との回答があった。 しかし、その場で、県の担当職員は私に回答するための連絡先を聞かないまま帰ってしまい、後日3月23日、私の方から県庁にあてて「このメールアドレスに連絡してほしい」旨を電子メールで送った。 ところが、それに対する回答が、3月30日時点でもなかったので、回答まで1週間目途となっている県民の声の処理要領からすれば遅く、しかも、私は、当初3月18日に質問しており、それからすれば、この時点で2週間近く経過しており、遅いと感じたので、県の県民課に催促を依頼した。 県民課の職員は「たぶん明日（3月31日）くらいには連絡があると思う」旨を話していたが、4月4日になっても県の担当課からの連絡はなく、私は、再度、県民課に照会を行った。 4月4日付けで、ようやく県の担当課からの回答が届いたが、その内容は、当初私が尋ねた内容をきちんとカバーしておらず、経済効果に係る数字も示されないなど、回答漏れが多数見受けられた。 県民の声の制度は、県民が県政について疑問に思ったこと等	個人 （倉吉市	

		を気軽に質問することで、県民と県政との距離を近くし、県政に対する県民の監視を強める大切な制度である。上述のように、県民の声に対する回答が遅くなるなら、せめて事前に、その旨を質問者の県民に連絡しなければ、県民からすれば、遅いと感じてしまう。 県民課としても、単に県民の声を所属に振るだけでなく、その声がどうなっているか、せっかく県民の声 DB（データベース）があるのだから、回答が遅れている所属に催促するなどの進捗管理をすることが大切ではないか。 県民の声に係る回答について、県民の声の処理要領が遵守されるよう、県の各所属に対して再度の周知をお願いしたい。 **▶陳情趣旨** 県議会として、県執行部に対し、地方自治法第 125 条の規定により、次のとおり求めること。 県民の声の処理要領が各所属で守られるように、各所属に対して周知徹底を行い、県民にとって利用しやすい制度となるようにすること。		
29 年－16 (29. 5.30)	総　　務	**日本国憲法第９条の改憲発言に係る意見書の提出について** **▶陳情理由** 行政府の長である安倍晋三内閣総理大臣は、憲法記念日の５月３日、東京五輪が開催される 2020 年を、憲法を改正する年にしたいと述べた。 そこでは、「自衛隊に対する国民の信頼は９割を超えているが、違憲とする議論が今なお存在している。（略）『違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべき」として、戦争放棄などを定めた憲法第９条の第１項及び第２項を維持した上で、自衛隊の存在を明記する文言を、第３項に加える旨の発言があった。 本来、憲法尊重擁護義務（憲法第 99 条）を負う者が、立法	個人 （倉吉市	

		府の合意形成や国民的議論なきまま、時期を定めて改憲発言をすることについては問題があるのであるが、現行の憲法第９条を維持したまま第３項を加えるという改憲案についても、多くの問題がある。 現行憲法では、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇・武力行使を禁じ、そのために戦力の不保持をうたい、自衛戦争を含め、一切の戦争を禁止しているとの見解が、学者の間の多数説となっている。そこで、自衛隊について、政府は、自衛のための最小限度の「実力」であるならば戦力に当たらないとして、今日まで活動している実態がある。 憲法第９条は、第１項で国際紛争解決の手段としての戦争放棄を明言し、第２項でそのための陸海空軍その他の戦力不保持をいいながら、第３項で、たとえば「わが国の独立と平和を守り、国際社会の平和の維持に寄与するため、陸海空軍その他の戦力を保持し、自衛隊を保有する」などと書いたらどうなるか。これは矛盾に他ならない。 安倍晋三内閣総理大臣の発言による憲法第９条の改憲案は、現行憲法との間に矛盾抵触を生じさせるおそれがある。 憲法尊重擁護義務を負うべき内閣総理大臣による改正時期ありきの改憲発言は、自由民主党の党内議論やこれまでの国民的議論の積み上げを踏まえていない。本来、日本国憲法の改正は、その時の国内・国際情勢を踏まえ、国民的議論の成熟や、国会における各政党間の合意形成の上でなされるものである。 安倍晋三内閣総理大臣の「2020 年改憲発言」に抗議・反対する旨の意見書を提出するよう求める。 **▶陳情趣旨** 憲法記念日の５月３日、行政府の長たる内閣総理大臣が、憲法を改正する旨の発言を行った。憲法尊重擁護義務を負う首相が、憲法審査会の議論を無視して、独自に憲法改正に係る提起をするのは、きわめて異例なことである。 日本国憲法の改正は、確かに憲法上にも規定があるが、それは本来、その時の国内・国際情勢を踏まえ、国民的議論の成熟がなされ、国会における各政党間の合意形成の上であるべきも		

		のである。 　安倍晋三内閣総理大臣の発言は、憲法第９条第１項及び第２項の現行条文はそのままに、第３項に自衛隊の存在を書き込むものとされるが、現行憲法との間に矛盾抵触を生じさせる疑念がある。 　安倍晋三内閣総理大臣の当該「2020 年改憲発言」に抗議・反対する旨の意見書を提出すること。		
29 年－21 (29. 6. 5)	教　　育	**いじめ・不登校・多様な児童生徒など、諸問題に対応する教職員配置の充実を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 　学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。（公財）連合総合生活開発研究所による教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン）となっていること、１割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされた。 　いじめ・不登校・発達障がい・外国籍を持つ子など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。結果、実質的に子どもたちへの教員の対応が困難になってきている。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要である。そのための教職員定数改善は欠かせない。 　一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境整備や、子どもの学ぶ意欲・主体的な取組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。 **▶陳情趣旨**	鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合	

		こうした観点から、2018 年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進することについて、国の関係機関に対し、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出すること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
29年－10 (29. 3.21)	生活環境	**オーバーレイ広告など、消費者の意に反する方法による広告への対策を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 広告は、企業が広告に係る物品や役務などについて、販売数量を増加させるために行うプロモーション（宣伝）であり、その内容や方法は、民法（明治29年法律第89号）、割賦販売法（昭和36年法律第159号）、特定商取引法（昭和51年法律第57号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他関係法令を遵守し、また、消費者の納得できる態様・方法において行われるべきものである。 一方、最近は、いわゆるオーバーレイ広告というものが存在する。その広告の方法は、おおむね次のとおりである。 ・インライン広告 画面下などに表示される、固定式の広告。 ・オーバーレイ広告 プログラム上の設定により、消費者の画面スワイプ、パソコンのマウススクロール動作に合わせ、どれだけ移動しても常時画面に表示され、誤クリックを誘発するタイプの広告。場合によって、それまでは動かなかったのに、消費者が、マウスポインタを、次のページに進むために押したいボタンなどの特定箇所にもっていった時に、それがわざとずれる挙動をしてその周囲にある広告について誤クリックを誘発する悪質なタイプのものも存在する。 「押すつもりがないのに間違えて広告を押してしまった。しかもその内容が、いわゆるランサムウエア（身代金ウイルス）を仕込むタイプのものだった」「その内容が、今踏んだあなたは○○円を直ちにお支払いただかないと、司法手続きに入るといった架空請求の類だった」 私の周りでも、こういった友人がそれなりにいる。	個人 （倉吉市	

		どうしてこのような方法が多発するのかといえば、広告を利用者が押すと、それに対して、広告主（企業）からの収益が、その PV（ページビュー：閲覧）の数に応じてサイト（ブログなどを含む）の側に入るからである。したがって、ブログなどのウェブサイトや、その広告を仲介するアフィリエイトサービスとしてはクリックをさせたいわけであるが、このように、消費者・閲覧者の意に反する形式での広告表示は利用者の作業環境の悪化が著しく、また、広告の内容も、上述のように問題がある（ランサムウエアについては、広告の挙動もさることながら、広告掲載者が広告主の審査や選別を十分にしていないことが問題である。）。 また、広告を経由した販売に係る購買成果を管理するため、消費者に無断で、パソコンに無断で cookie（消費者のパソコンに係る訪問履歴を管理するための符号情報）を残していくものも多い。cookie については、通常、企業のプライバシーポリシー（個人情報保護指針）などにより、それを残すことについては同意が取られることが多いが、こういった広告については、そもそもこのような消費者の事前同意がきちんと取られていないことに問題がある。 広告は見たいと思うものだけ見るのが本来・当然の姿であり、いわば、「見たくない者」の保護を考えなければならない。 また、広告に消費者が興味を示すであろう閲覧履歴がそのまま表示されるようになっていて、購買を誘うものや、インターネットのクリック履歴や検索履歴を収集し、当該消費者の興味・関心に応じた形で広告を行う「Interest-based advertising（興味・関心に基づく広告）」もある。消費者にとっては、さっき自分が見たものが、他人のブログ上に表示されて不快と感じる人もいるだろう。この問題はプライバシーやモラル上の観点から、専門家の間でも指摘されている。 最近では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）アプリに表示された広告の「×」（広告を消す）ボタンが実は広告の停止にリンクしておらず、当該企業のウェブサイトに飛ばされるという、悪質なケースもある。 ついては、オーバーレイ広告など消費者の意に反する広告に		

		に対策を構ずべきことについて、国の関係省庁に対し、意見書を提出することを求める。 **▶陳情趣旨** オーバーレイ広告（スマートフォンやパソコンについて、プログラム上の設定により、消費者の画面スワイプ、パソコンのマウススクロール動作に合わせ、どれだけ移動しても付いてきて、常時画面に表示され、また、特定箇所にポインタを移動させたときにずれるなどして、誤クリックを誘発するタイプの広告をいう。）など、消費者の誤クリックを誘発する方法での広告について、その対策を求める意見書を、国の消費生活関係部局及び経済産業省等に対し、提出すること。		
29年－14 (29. 5. 26)	福祉保健	**介護施設の適正な運営に向けた指導体制の強化について** **▶陳情理由** 過日の日本海新聞報道において、「介護保険制度のひずみ」と題して特集が組まれた。それによれば、介護報酬の不正受給を理由とした介護事業所の指定取消しが鳥取県内で相次いでいる。全国的には年間100件前後だが、県内では直近の1年半で、13件（8事業所）の取消し事案が連続して発生しているという。それに至らなくても、改善勧告から改善命令など、指定取消しに至るまでの行政指導等が多発している状況にある。 そこで、県担当所属（長寿社会課）においては、当初の指定の段階での十分な調査はもとより、その後の更新や、定期的な監督・臨検などの機会をとらえ、事業所に対する適正な請求の指導・監督や高齢者の人権に沿った運営がなされるよう啓発・指導を行っていく必要がある。 ここまで不適正事案が頻発すると、介護保険料を納める県民・国民からすれば、福祉保健行政に対する疑念や不信を生ずることになる。 先の平成27年9月定例会では、介護事業者の不適切な事務処理による指定取消し処分が相次いで発生しており、「介護保	個人 （倉吉市	

		険事業に対する県民の信頼を失墜しないよう抜本的な対策をとるべき」との意見が、自民党の山口委員や藤縄委員、民進党の興治委員など多くの委員から出され、議会本会議においても、その旨の委員長報告がなされた。 県長寿社会課長が、同年 12 月 1 日の常任委員会で対策を発表したにもかかわらず、不祥事案が今もなお多発している実態がある。このようなゆゆしき事態を踏まえ、介護福祉事業に対する県民の信頼を確保するため、鳥取県議会として、介護施設の適正な運営に向けた指導体制の強化と再発防止について、地方自治法第 125 条の規定により、執行部に求めていただきたい。 **▶陳情趣旨** 介護施設による不祥事案が頻発している事態を踏まえ、介護保険事業に対する国民の信頼を確保するため、指導体制の強化と再発防止を県当局に求めること。		
29 年－ 18 (29. 5. 30)	福祉保健 関連陳情 地域振興 29 年－ 20	**核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書（被爆者支援関係）の提出について** **▶陳情理由** いわゆるヒバクシャ署名に、平井知事が署名する意向を示され、自治体の長が署名することに画期的な意義を感じている。何となれば、核兵器は、人類の歴史上最も悲惨で残酷な兵器であり、その使用は、壊滅的な影響・被害をもたらすからである。 戦争をすれば、人々の幸福追求権（憲法第 13 条）、個人の尊厳（憲法第 14 条）という、憲法上最も大切な、根幹となる人権が侵される。食べ物も満足に食べられなくなる。 第二次世界大戦時には、広島と長崎に原爆が投下され、今も後遺症に苦しんでいる方がいる。陳情者もそうであるが、戦争を知らない世代が増えている。戦争を知る世代が生きておられるうちに、悲惨な兵器をなくす努力をすることが重要である。 **▶陳情趣旨**	個人 （倉吉市	

		鳥取県議会として、政府及び国の関係機関に対し、被爆者の支援を求める意見書を提出すること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
29年－12 (29. 4.19)	観光交流	**航空会社における操縦士不足の解消及び過労勤務の改善を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 昨今、いわゆる LCC、格安航空会社が増えている。安価な料金が売りで、羽田、成田、名古屋、新千歳、福岡、関空などの主要空港を中心に、その就航便数、就航路線は年々増加しており、国民の生活に密着した存在になった。 鳥取県においても、アシアナ航空の米子ソウル便は LCC のエアソウルに移管され、米子と香港とを結ぶ香港エクスプレスも LCC であり、今後、ベトナムとの便も検討されており、鳥取県民との関係も強い。県によれば、「既存航空会社、LCC を問わず誘致活動を進めている」とのことである。 一方、毎日新聞の報道によれば、航空機の運航に関し、国土交通省に報告されるヒューマン・エラーが、航空業界で急増しているという。路線や便数の増加に、人員の供給が追いついていないことが背景にある。パイロットの不足は深刻で、1 人あたりの業務負担が増大し、安全が脅かされると危惧する声も出ている。 以下、記事から、勤務実態について引用する。 「『フライト間ではほとんど休憩が取れず、目の前のスケジュールをこなすのに精いっぱい』。格安航空会社（LCC）に勤務するベテランパイロットは、そう話しながら最近の勤務スケジュールを明かした。 午前9時に成田空港に出勤。10 時半ごろ台湾に向けて出発し、午後1時半（現地時間）ごろ台湾の空港に到着する。40 分後には成田に向けて離陸。午後7時ごろ成田に着くと、出入国審査カウンターを通り、新千歳行きの便に搭乗する。 午後8時ごろ出発。10 時前に新千歳空港に到着し、宿泊先のホテルに入るのは午後 11 時前だ。翌日は新千歳－成田－新千歳－成田と運航して夜に帰宅。その翌日も勤務が入ることがあり、1カ月の飛行時間は 80 時間を超える。国交省は通達で、	個人 （倉吉市	

		パイロットの飛行時間の上限を月間 100 時間、年間 1000 時間などと規定している。 ある航空会社の成田とシンガポール・チャンギ国際空港を結ぶ便は、夕方に成田を出発し、深夜にチャンギ空港に到着。成田へ向け飛び立つのは 24 時間後の深夜だ。以前は現地に 1 日半ほど滞在していたが、短縮された分、往復するパイロットの休息時間が減った。機長は『復路の操縦席で、早朝の日光を浴びるころの疲労がきつい』と漏らす。 国交省によると、国内のパイロットは 2013 年時点で 5686 人。10 年前より 114 人減った。一方、国内線と国際線の運行本数は 93 万 3595 本と 2 割近く増えている。平成 30 年に予想される航空需要を満たすには、国内で 8000 人のパイロットが必要だという。 特に深刻なのは LCC だ。各社とも、即戦力となるベテランのパイロットを数多く中途採用し、高齢化が課題になっている。2013 年 1 月現在、ピーチ・アビエーション、ジェットスター・ジャパン、エアアジア・ジャパン（バニラ・エアの前身）の 3 社を合わせた機長 110 人に占める 60 歳以上の割合は約 3 割に達した。 元日本航空機長の航空評論家は『短距離路線が中心の LCC では、1 人のパイロットがこなす離着陸の回数が多い。離着陸時は神経をすり減らす操作が多く、累積の運行時間に加えて精神的な疲労も心配だ。人員不足の影響で、以前にはみられなかったような重い負担がパイロットにのしかかっている』と警鐘を鳴らす。」 朝 9 時のフライトのためには、2 時間前にショー・アップ（出勤）することが通常であり、午後 11 時の退勤まで、長時間の拘束を強いられる。とりわけ LCC は、24 時間枠をフル活用して利潤の増加に動くため、その運行スケジュールが不規則になりやすい。 ハインリッヒの法則というものがある。1 つの重大事故の背後には 29 の軽微な事故があり、その背景には 300 の異常が存在するという。疲労が小さなミスを生み、それが重大事故につながりやすい。とりわけ、乗客の命を預かる航空運送においては、ミスはあってはならない世界である。 ついては、国に対し、パイロット不足の解消と、過労勤務の		

		防止・是正を求める意見書を提出していただきたい。 **▶陳情趣旨** 乗客の安全のため、パイロット不足を解消し、過労勤務を改善するための施策を講じるべきことを求める意見書を国に提出すること。		
29年－13 (29. 5.16)	警　　察	**開かれた鳥取県警実現のため、県警に対する県民の声のネット公開を求めることについて** **▶陳情理由** 鳥取県の本庁各部局、教育委員会などに寄せられた県民の声については、県民の声処理要領に基づき、県民課に寄せられたものにあっては、各部局に回付・回答を要請し、また、各部局に直接寄せられたものについても、同様に県庁内で共有し、受付から起算して、おおむね5日以内に回答し、HPによるインターネット公開は、15日程度でなされることになっている。 これは、県民からの建設的な意見や提案を、回答を含めて明らかにすることで、県民が今の県政はどうなっているのか知る権利を担保し、県民の信頼を確保し、「開かれた鳥取県政」の実現に資する点で意味がある。 一方、県警への意見などについては、県民課に送っても、それが県警の広報県民課など担当部局に回付された旨がインターネットで公表されるものの、それに対する回答は公表されず、また「鳥取県警の警察行政一般に対するご意見、ご要望、情報提供などをお寄せください。」として電子メール送信フォームを設けているものの、同様に公表されていない。 当然、捜査情報や個人情報などは公開する必要はないし、やってはならないと思うが、一方、たとえば、「パトカーを電気自動車にしてはどうか」などの建設的な意見や、たとえば「職員が勤務中なのに○○していた」などの批判などは、当然に、その回答とともに公表してよいと思う。ほかの部局ではできているのであるから、できるはずである。 警察は、県民の権利を制限し、義務を課する捜査権を持って	個人 （倉吉市	

		いるところ、一般の職員以上の高い倫理性と情報公開によって、市民に近く、信頼される県警たるべきことが求められている。 よって、県警に対する県民の声を、インターネット公開することをお願いする。 **▶陳情趣旨** 鳥取県警に対する県民の声を、インターネット公開すること。		
29年－17 (29. 5.30)	県土整備	**県道倉吉鹿野線の街灯に係る調査について** **▶陳情理由** 先日、陳情者は、倉吉駅から倉吉消防署、三朝ロイヤルホテルを経て三朝町役場方面に至る道路を夜間に自転車で走っていたところ、見えにくい段差（陥没）にバランスを崩し、ブレーキをかけると濡れた路面にタイヤが滑って転倒し、両手両足、肘や膝に擦り傷、切り傷及び打撲を負った。 あの道は、倉吉と三朝を結ぶ主要道であるが、夜間には対向車のライトがちょうど歩行者や自転車に乗る者にまぶしい角度で当たり、目の前のものや状況が蒸発するように見えなくなってしまう。夜の10時や11時であっても、野球部とおぼしき中高生が通行するが、彼らは、自転車のライトだけでは足りず、頭にまでライトをつけて登下校している。しかし、街灯が肝心の箇所にないので見えず「正直怖い」という声もある。あの道を中高生にひとりで登下校させる周囲の者も心配なのではないか。夜遅くまで頑張っている学生が安心して登下校し、住民が安全に通行できるように管理をするのが、行政・道路管理者に課せられた使命であるはずである。 あの場所に設置される街灯はとても暗いように思うが、光量（ルクス又はカンデラ）は、基準値と比較してどうなのか。倉吉消防署から三朝ロイヤルホテルまでの間に20本あるようだが、これはおおむね何メートルごとに設置されているのか。全国的な平均と比較してどうなのか。交通量はどのくらいあるのか。 ついては、実際に、県議会議員や県職員において、夜間に現場に行き、どれだけ現場が暗く、危険性があるか、視察・現地	個人 （倉吉市	

		調査を行うことをお願いする。また、問題が確認されれば、街灯の増設等の必要な対策を講じることをお願いする。 **▶陳情趣旨** 県道倉吉鹿野線の街灯整備の必要性を調査するため、県議会又は県当局において、現地調査をすること。		
29年－20 (29. 5.30)	地域振興 関連陳情 福祉保健 29年－18	**核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書（核兵器禁止条約等関係）の提出について** **▶陳情理由** いわゆるヒバクシャ署名に、平井知事が署名する意向を示され、自治体の長が署名することに画期的な意義を感じている。何となれば、核兵器は、人類の歴史上最も悲惨で残酷な兵器であり、その使用は、壊滅的な影響・被害をもたらすからである。 戦争をすれば、人々の幸福追求権（憲法第13条）、個人の尊厳（憲法第 14 条）という、憲法上最も大切な、根幹となる人権が侵される。食べ物も満足に食べられなくなる。 第二次世界大戦時には、広島と長崎に原爆が投下され、今も後遺症に苦しんでいる方がいる。陳情者もそうであるが、戦争を知らない世代が増えている。戦争を知る世代が生きておられるうちに、悲惨な兵器をなくす努力をすることが重要である。 **▶陳情趣旨** 鳥取県議会として、政府及び国の関係機関に対し、核兵器禁止条約の早期締結を求める意見書を提出すること。又は、鳥取県議会として、核兵器に反対する決議を行うこと。	個人 （倉吉市	